

地域とともに

がんばろう!東北

お問い合わせは
国土交通省
東北地方整備局
三陸国道事務所
地域づくり相談室まで

三陸国道

〒027-0029
宮古市藤の川4の1
tel 0193-62-1711
fax 0193-71-1734

三陸国道事務所のホームページ及びさんこく携帯サイトは

三陸国道  で検索出来ます。



特殊車両の取り締まりを実施 ～交通安全を脅かす違反車両は許しません!～

大型トレーラーなど一定の大きさや重さを超える車(特殊車両)が道路を通行するには、道路法により道路管理者の許可が必要です。

無許可通行や許可範囲を超えた車両の横行は、道路や橋の損傷に大きく影響するほか、死亡事故等の重大事故に結びつきやすく、また事故発生時は車両及び散乱した積荷の撤去に伴う通行規制が発生するなど、交通に多大な支障が生じます。

事業者に対する法令遵守の意識の徹底を図り、道路構造の保全と交通の危険防止を図るため、違反車両に対する厳格な取り締まりを実施しています。

平成25年8月23日(金)に三陸国道事務所管内において、久慈警察署と合同で特殊車両の取り締まりを実施しました。

今回の取り締まりでは、2台中1台が違反しており、厳しく指導を行いました。

今後も違反車両に対して一層取り締まりを強化してまいります。

道路利用者の皆様には、ルールを守って通行していただきますようご協力をお願いいたします。

特殊車両通行許可証を見せてください。



▲車両の幅・長さ・高さ・重さを測定

許可した重量をオーバーしており、違反です。



▲違反車両には指導を実施